

受付印	令和 年 月 日 殿	法人番号	この申告の基礎となる修正申告の決定	申告年月日
	所在地	法人税の令和 年 月 日	修正申告	年 月 日
事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	修正申告	修正申告	修正申告
法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	修正申告	修正申告	修正申告
代表者名	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	修正申告	修正申告	修正申告
代表者氏名	期末現在の資本金等の額	修正申告	修正申告	修正申告

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道庁民税の申告書

事業税	摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考	
所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				(使途秘密金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	
	所得金額総額別表5⑳				①	
	年400万円以下の金額		0.00	0.00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	
	年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00	0.00	還付法人税額等の控除額	
	年800万円を超える金額		0.00	0.00	退職年金等積立金に係る法人税額	
	計 ⑳+㉑+㉒		0.00	0.00	課税標準となる法人税額又は個別課税法人税額 ①+②-③+④	
	軽減税率不適用法人の金額		0.00	0.00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における租税割増となる法人税額又は個別課税法人税額	
	付加価値額総額				法人税割増額 (⑤又は⑥)×㉓	
	付加価値額		0.00	0.00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	
	資本金等の額総額				税額控除超過額相当額の加算額	
	資本金等の額		0.00	0.00	外国関係会社等に係る租税割増等相当額又は個別課税等相当額の控除額	
	収入割	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				仮装経理に基づく法人税割増額の控除額
収入金額総額					差引法人税割増額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	
所得割	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				既に納付の確定した当期分の法人税割増額	
	所得金額総額別表5㉔				租税条約の実施に係る法人税割増額の控除額	
	所得金額		0.00	0.00	この申告により納付すべき法人税割増額 ⑬-⑭-⑮	
	付加価値額総額				算定期間中において事務所等を有していた月数	
	付加価値額		0.00	0.00	円× $\frac{⑰}{12}$	
	資本金等の額総額				既に納付の確定した当期分の均等割増額	
	資本金等の額		0.00	0.00	この申告により納付すべき均等割増額 ⑯-⑰	
	収入金額総額				この申告により納付すべき道府県民税額 ⑱+⑲	
	収入金額		0.00	0.00	⑲のうち見込納付額	
	付加価値割	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				差引
		付加価値額総額				特別区分の課税標準額
		付加価値額		0.00	0.00	同上に対する税額 ㉑×㉓
資本金等の額総額					市町村分の課税標準額	
資本金等の額			0.00	0.00	同上に対する税額 ㉒×㉓	
収入金額総額					法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	
収入金額			0.00	0.00	法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別増減支払額	
合計事業税額(㉕又は㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟)				0.00	決算確定の日	
事業税の特定寄附金税額控除額					解散の日	
差引事業税額 ㉕-㉖-㉗			0.00	0.00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))					法人税の申告書の種類 青色・その他	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				この申告が中間申告の場合の計算期間		
還付請求中間納付額				翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無		

署名 関分税理士 (電話)

還付請求中間納付額 還付を受けようとする金融機関及び支払方法 口座番号(普通・当座) 銀行 支店

(特別法人事業税)

		事業年度	・	・	法人名																			
(事業税)	⑥⑩の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦⑦	兆	十億	百万	千	円	00											
		所得割 ⑥④	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割 ⑥⑤	兆	十億	百万	千	円	00									
		資本割 ⑥⑥	兆	十億	百万	千	円	00	収入割 ⑥⑦	兆	十億	百万	千	円	00									
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦⑨	兆	十億	百万	千	円	00											
		所得割 ⑥⑧	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割 ⑥⑨	兆	十億	百万	千	円	00									
		資本割 ⑦⑩	兆	十億	百万	千	円	00	収入割 ⑦⑪	兆	十億	百万	千	円	00									
		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧③	兆	十億	百万	千	円	00											
						付加価値割 ⑦⑫	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧③× / 100)	⑧④	兆	十億	百万	千	円	00				
		資本割 ⑦⑬	兆	十億	百万	千	円	00	収入割 ⑦⑭	兆	十億	百万	千	円	00	合計特別法人事業税額 (⑦⑧+⑧④+⑧⑤+⑧⑥)	⑧⑤	兆	十億	百万	千	円	00	
		⑩のうち見込納付額 ⑦⑮	兆	十億	百万	千	円	00	差引 ⑧⑩-⑦⑮	⑦⑯	兆	十億	百万	千	円	00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧⑥	兆	十億	百万	千	円	00
						差引特別法人事業税額 ⑧⑦-⑧⑥	⑧⑦	兆	十億	百万	千	円	00	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧⑧	兆	十億	百万	千	円	00			
						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧⑨	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧⑦-⑧⑧-⑧⑨	⑧⑩	兆	十億	百万	千	円	00			
						⑩のうち見込納付額	⑧⑪	兆	十億	百万	千	円	00	⑩のうち見込納付額	⑧⑪	兆	十億	百万	千	円	00			
						差引 ⑧⑩-⑧⑪	⑧⑫	兆	十億	百万	千	円	00	差引	⑧⑫	兆	十億	百万	千	円	00			